

# 博士論文の内容要旨

東北大学法学研究科

王 明喆

本論文は、刑罰中心の制裁体制を改善するために、行政制裁を活用することと主張し、その前提とする行政制裁の許容性、および行政制裁の制裁範囲、制裁手続などの、行政制裁に関する基本問題を研究するものである。ドイツと中国の行政制裁の制度と理論を考察し、日本においても、完全な行政制裁制度を本格的に構築し、行政制裁と刑事制裁との二元的制裁システムを導入し、行政制裁を活用すべきであるという結論を提出するのである。日本では、行政上の義務違法行為を含める違法行為に対する制裁について、刑罰が多用されている。しかしながら、このような刑罰に過度に偏った体制は、違法行為を制裁し義務履行を確保する視点からみて、必ずしも有効的ではないと考えられる。この刑罰中心の制裁体制は、機能不全などの問題をもたらして、今日では再検討せざるを得ないと考えられる。

これに対して、近年、義務履行の実効性を確保するために、過料、課徴金などの行政制裁を活用しようとする見解が有力である。しかしながら、先行研究の回答は必ずしも完璧ではないと思われる。日本において、戦後の司法権強化の背景の下で、行政機関に制裁権を委ねることができるかという問題が存在しており、行政制裁を本格的に導入し活用したい場合、まず行政制裁の許容性問題を検討しなければならないと思われる。その上で、行政制裁を活用する場合、その制裁対象、制裁範囲などの実体面の構造問題、およびその制裁手続、救済方法などの手続面の構造問題も検討しなければならない。

ドイツ、中国において、行政制裁に関する一般法が制定されて、行政制裁と刑事制裁との二元的制裁システムが整備されている。上記の問題を検討するために、筆者はドイツ、中国の行政制裁制度を比較対象として考察した。

第一章は、ドイツの行政制裁の歴史と現状を考察した。第一節は行政による処罰の制度史を考察した。行政による処罰の登場と認容の裏に機能性の考慮が存在したと思われる。その処罰範囲はいわゆる違警行為に限定されていたが、軽微な自然犯も含まれていた。第二節は警察犯、行政犯の理論史を簡略的に考察した。警察犯理論、行政刑法論は警察犯(行政犯)・刑事犯、警察罰(行政罰)・刑事罰との区別を主張したが、行政犯の非犯罪化、行政犯と秩序罰との繋がり、行政機関の制裁権限まで主張しなかった。第三節はナチスにおける秩序罰を考察した。ナチス時代で初めて、秩序罰が登場し、行政機関の秩序罰の制裁権限が正式に認められた。ナチス時代の秩序罰は必ずしも行政犯理論の実定法上の実現ではない。その制裁対象は広く、刑事制裁の対象との限界づけが不明であり、手続面の規定もかなり簡略であった。第四節は戦後の行政制裁を考察した。1949年経済刑法は、ナチス時代の秩序罰、行政制裁を改造した上で認容した。それは行政刑法論に基づきながら、機能性を重視した結果である。1952年に秩序違反法が制定されて、機能性と非犯罪化の理念に基づき、行政制裁が全法域に拡大した。行政制裁の対象も行政上の違法行為から軽微な自然犯まで拡大した。1968年に新秩序違反法が制定されて、行政刑法論の影響がより式微し、機能性と刑法の謙抑性の理念によって、秩序違反行為がより一層拡大し、行政

制裁が活用されている。

第二章は、中国の行政制裁の歴史と現状を分析した。第一節は、法制近代化の開始時期たる清末の行政による処罰を検討した。清末の違警律は、日本法の影響を受けて制定したものであり、警察による処罰を認めた。その処罰対象は社会治安に関するさまざまな行為であり、純粋な行政義務違反の行為も存在し、軽微な暴行、窃盗などの個人法益を侵害する自然犯も存在した。第二節は、中華民国時代の違警罰法を考察した。中華民国時代、行政による処罰は行政制裁に転換しつつ、1943年の違警罰法は行政制裁を正式に確立した。それは三権分立原則に違反しないように行った法制改革でありながら、機能性を考慮する結果でもあった。第三節は中華人民共和国初期の行政制裁を考察した。中華人民共和国の時代に入り、違警罰法を含む中華民国時代の法制が廃止されたが、「人民内部矛盾」の理論構造と機能的制裁の現実の要求のため、行政制裁そのものが留保された。第四節は、改革開放後の行政制裁の発展を考察した。改革開放後、行政制裁に関する法制が整備されている。機能性と刑法の謙抑性の理念に基づき、行政制裁が拡大して、活用されている。

第三章は、第一章と第二章の検討に基づき、ドイツと中国の行政制裁の共通性・相違点を比較しながら、日本法を検討して、以下のようなことを解明した。

#### ①行政制裁の許容性について

制裁権限が司法権に属し、行政制裁が違憲であるという行政制裁の絶対反対論が存在するが、このような見解は賛成できないと思われる。過料、課徴金、加算税などの制裁措置を科する作用は司法権に属しないと解される。最高裁によって、過料を科する作用は行政処分であり、課徴金、加算税も行政上の措置であり、これらを科する作用が司法権ではなく、裁判所に委ねなくても違憲ではないと解される。

基本人権の尊重や行政に対する警戒に基づく行政制裁の相対反対論は、戦後の行政権限改革の一環であり、重要な見解を示したが、機能性に対する考慮が不足であると思われる。義務履行の実効性を確保するために、基本人権の尊重と共に、機能性を含めて行政制裁の価値を再検討しなければならない。大量の軽微な違法行為を効率的に対処し、大量の軽微な違法行為を刑事制裁から離脱させることによって刑事負担を軽減し機能的刑事司法を維持するために、行政制裁が不可欠であると考えられる。

#### ②行政制裁の実体構造について

行政制裁活用論の先行研究は、行政上の違法行為を非犯罪化し、行政制裁をもって対処すると主張している。本研究は、自然犯にせよ、行政犯にせよ、刑事的可罰性を有しない軽微な違法行為に対して、行政制裁を活用すると主張する。

自然犯的性格を有する非行が行政制裁によるべきではないとする見解は存在している。ドイツにおいて、自然犯に対して過料を適用できないという命題は、49年経済刑法の時代に成立するかもしれないが、今日では賛成できないと思われる。秩序罰をルーツとする過料は、そもそも行政犯と刑事犯とを分離するために登場したのではなく、それはナチス時代に多用されて、戦後にも留保された重要な理由はその制裁の機能性と法的効果の軽微性である。日本においても、過料は行政犯と刑事犯とを分離し、専ら行政犯に対する罰として利用するために登場したのではなく、過料は制裁手続の相対的な利便性と法的効果の非犯罪性などのメリットを有するから、それを行政犯に排他的に適用する見解は成立し難いと思われる。過料は、行政犯の制裁手段として適切であるが、自然犯的違法行為についても、大量に発生し、危害性が軽微な場合に、行政制裁を持って対応するのも合理的であると思われる。

軽微な自然犯、行政犯などの違法行為に対して行政制裁が適用できるのみならず、刑法の謙抑性、比例原則からみて、適用すべきであると思われる。ドイツ、中国において、刑法の謙抑性、比例原則に基づき、行政制裁が軽微な違法行為に対する制裁手段として活用されている。日本においても、刑法の謙抑性、比例原則が憲法上の根拠を有する基本原理であることからして、行政制裁は、刑罰を持って対処する必要がない自然犯・行政犯に対して活用すべきと思われる。自然犯であれ、行政犯であれ、刑事的可罰性を備えない違法行為であれば、それを非犯罪化して行政制裁で対応し、刑事制裁を最後の制裁手段として、行政制裁では足りない場合にのみ適用するのが適切であると思われる。行政制裁の対象範囲を確定する場合、行政制裁行為と犯罪行為とを限界づける場合、ドイツ、中国において活用される非真正混合構成要件を適用することが考えられる。

### ③行政制裁の手續構造について

行政制裁の手續面の構造について、ドイツの制裁モデルと中国の制裁モデルにはさまざまな異同が存在している。ドイツタイプは、柔軟な管轄規定と充実な司法救済などのメリットを有するが、制裁過程における当事者の手續権利の保護がやや薄いと思われる。これに対して、中国タイプは、二軌道平行主義の下での行政の独立型制裁モデルであり、制裁手續が詳細に規定されており、行政上の不服審査と行政訴訟などの救済が保障されているが、ドイツタイプと比べて、司法救済の程度が弱く、事件の管轄に関する難点が存在している。

日本の過料の改革について、ドイツの制裁モデルに則った制度設計を行うことが望ましいという見解が存在している。両タイプともに、手續権利と司法救済のルートが確保されており、法治主義に背かないと思われて、どのような制裁モデルを採用するのかは、立法政策の選択だと考えられるが、制裁の機能性と司法救済の充実性からみてドイツタイプはよい選択ではないかと思われる。その場合、制裁手續の手續権利の保障をより充実させたほうが良いと思われる。

ドイツ、中国の行政制裁の手續構造について、機能性の重視と司法救済の保障という共通的な理念も存在している。行政制裁の制度設計にとって、違法事件に機能的に対処するために、軽い事件に対して警告手續、簡易手續などを設けるのは望ましいし、対審公開の裁判を採用しない制度設計を避けたほうが良いと思われる。

終章は、本研究の検討の動機となった問題意識に立ち戻り、以上の三章の内容をまとめた。刑罰中心の制裁体制を改正するために、完全な行政制裁制度を本格的に構築し、行政制裁と刑事制裁との二元的制裁システムを導入し、行政制裁を活用すべきであるとする。本研究は、行政制裁制度の整備に向け、その前提とする行政制裁の許容性、および行政制裁の基本構造を研究するものである。本研究の考察によって分かるように、行政機関に制裁権限を委ねることが違憲ではないのみならず、機能性の視点からみて、望ましいと思われる。行政制裁の制裁対象について、行政犯か自然犯かにかかわらず、刑事的可罰性を有しない行為であれば、行政制裁を持って対処すべきと思われる。違法行為に対する罰則として、まず行政制裁という選択肢を考慮し、刑事制裁を最後の手段として、行政制裁では足りない場合にのみ適用すべきと考えられる。行政制裁の手續と救済について、ドイツの現行の秩序違反法が採用した手續構造が参考になるが、制裁手續における権利保障の規定が簡略であるから、制裁過程の手續権利の保障をより充実させたほうが良いと思われる。そして、機能性の視点からみて、現場での制裁決定、現場徴収などの簡易手續を導入したほうが良い。権利保護の視点からみて、対審公開の裁判を採用しない制度設計を避けたほうが良いと思われる。

## 論文審査結果要旨

博士論文提出者 王 明喆

### 論文題目 行政制裁の許容性と基本構造

#### 1 本論文の概要

本論文は、日本における刑罰中心の制裁体制を改善するために行政制裁を活用することを主張し、行政制裁に関する問題を、行政制裁の許容性、行政制裁の実体構造（制裁範囲）、行政制裁の手続構造（制裁手続）といった諸問題に構造化し、日本の先行研究の意義と限界を確認した上で、ドイツと中国の制度と理論を素材に考察を加え、日本にでも完全な行政制裁制度を本格的に構築して行政制裁と刑事制裁との二元的制裁システムを導入し、行政制裁を活用すべきであるとの結論を提示するものである。問題意識と研究方法を提示する序章に続き、ドイツ、中国それぞれの行政制裁の過去と現在に検討を加える第一章および第二章、比較法を踏まえて行政制裁の許容性と基本構造について考察を行う第三章、全体を総括して行政制裁の整備に向けた提言を行う終章という構成になっている（目次を除いた本文・全172ページ）。

序章では、問題意識と研究方法が示されている。まず、日本では、行政上の義務違反行為を含む違法行為に対する制裁として刑罰が多用されているとの認識の下、このような刑罰に過度に偏った体制は、機能不全などの問題をもたらすなど違法行為に対して制裁を加えて義務履行を確保する視点からすると必ずしも有効なものではなく、今日では再検討を加えざるを得ないとの見地を示す。この見地から先行研究を整理すると、近年、義務履行の実効性を確保するために、過料、課徴金などの行政制裁を活用しようとする見解が有力に主張されているものの、その理論的基礎は十分であるとはいえないと主張する。すなわち、戦後の司法権強化の背景の下で行政機関に制裁権限を委ねることが許容されるか否かという問題がかつて存在していたことを指摘し、行政制裁を本格的に活用しようとする場合にはまずはその許容性の問題を検討しなければならず、その上で、制裁対象、制裁範囲などの実体面の構造問題、制裁手続、救済方法などの手続面の構造問題を検討しなければならないとして問題を構造化し、この見地から先行研究を再検討するといずれの問題についても必ずしも十分な解答が示されているとはいえないとの評価に至るというのである。そして、こうした問題について検討を加える方法として、行政制裁に関する一般法が整備されていて行政制裁が活用されており、行政制裁と刑事制裁との二元的制裁システムが整備されているドイツ、中国を比較対象とし、法制史、理論史も含めた比較法的考察の手法を採用することが示される。

第一章では、ドイツの行政制裁の歴史と現状についての考察が行われている。まず、行政による処罰の制度史について検討が加えられ、行政による処罰の登場と認容の裏に機能性の考慮が存在したと考えられること、その処罰範囲はいわゆる違警行為に限定されていたが、軽微な自然犯も含まれていたことが示される（第一節）。次に、警察犯、行政犯の理

論史について検討が加えられ、かつて有力に主張されていた警察犯理論、行政刑法論は、警察犯（行政犯）と刑事犯、警察罰（行政罰）と刑事罰との区別を主張したものの、行政犯に対して刑罰ではなく行政制裁である過料をもって対応し、その制裁権限を行政官庁に委ねるとの主張には至っておらず、行政制裁が登場する背景には行政刑法理論以外の理由が存在するとの結論が提示される（第二節）。さらに、従来の刑事制裁以外に行政官庁が狭義の刑罰とは異なる制裁を科すという行政制裁が本格的に登場したのはナチス時代であることから、ナチス時代における秩序罰に検討を加えた結果、ナチス時代の秩序罰は上記の行政刑法論の実定法上の実現とは評価しえないこと、その制裁対象は広く、刑事制裁の対象との限界づけが不明であり、手続面の規定もかなり簡略であったことが示される（第三節）。以上を踏まえ、戦後の行政制裁についての考察が行われる。すなわち、1949年に制定された経済刑法は、行政刑法論に依拠しながら、機能性を重視した結果として、ナチス時代の秩序罰、行政制裁を改造した上で認容したものであること、1952年に秩序違反法が制定されて、機能性と非犯罪化の理念に基づき、行政制裁が全法域に拡大するとともに、行政刑法論から脱却して行政制裁の対象も行政上の違法行為から軽微な自然犯にまで拡大したこと、1968年に新秩序違反法が制定されて、行政刑法論の影響が一層弱体化し、機能性と刑法の謙抑性の理念によって、行政制裁の対象たる秩序違反行為がより一層拡大し、行政制裁が活用されていることが示されている（第四節）。

第二章では、中国の行政制裁の歴史と現状についての考察が行われている。まず、法制近代化の開始時期たる清末の行政による処罰について検討が加えられ、清末の違警律は日本法の影響を受けて制定されたものであり、警察による処罰を認めたものであること、その処罰対象は社会治安に関するさまざまな行為であり、純粋な行政義務違反に限られず、軽微な暴行、窃盗などの個人法益を侵害する自然犯も含まれていたことが示される（第一節）。次に、中華民国時代の違警罰法について考察が加えられ、行政による処罰は行政制裁に転換しつつあり、行政制裁を正式に確立した1943年の違警罰法は、三権分立原則に違反しないように行われた法制改革でありながら、機能性が考慮された結果でもあったことが示される（第二節）。その上で、中華人民共和国の時代に入り、違警罰法を含む中華民国時代の法制は廃止されたが、「人民内部矛盾」の理論構造と機能的制裁という現実的な要請から行政制裁は留保されたこと（第三節）、改革開放後には、行政制裁に関する法制が整備され、機能性と刑法の謙抑性の理念により、行政制裁の範囲が拡大して、活用されていることが示されている（第四節）。

以上を踏まえ、第三章では、序章で構造化して提示した問題ごとに、ドイツと中国の行政制裁の共通点・相違点を比較した上で、そこから得られた示唆をもとに日本法について考察を行い、以下のような結論を導いている。

①行政制裁の許容性について（第一節）：まず、制裁権限は司法権に属し、行政制裁は違憲であるという行政制裁の「絶対反対論」が存在するが、過料、課徴金、加算税などの制裁措置を科する作用は司法権に専属するものではなく、裁判所に委ねなくても違憲ではないとする。その上で、基本的人権の尊重や行政に対する警戒に基づく行政制裁の「絶対反

対論」についても、義務履行の実効性を確保するために、基本人権の尊重とともに、機能性を含めて行政制裁の価値を再検討しなければならないとの見地から、機能性に対する考慮が不足していて妥当ではないとする。結論として、大量の軽微な違法行為に効率的に対処し、これを刑事制裁から離脱させることによって刑事負担を軽減して機能的刑事司法を維持するためにも、行政制裁が不可欠であるとの見解が示される。

②行政制裁の実体構造について(第二節):行政上の違法行為を非犯罪化し、行政制裁をもって対処すべきとの先行研究の主張に対し、自然犯にせよ行政犯にせよ、刑事的可罰性を有しない軽微な違法行為に対して行政制裁を活用すべきとの見解が提示される。すなわち、かつてドイツで主張されていた自然犯には行政制裁を科し得ないとの命題は、1949年経済刑法の下でこそ実定法上も成立する余地があったものの、今日では妥当するものではないことが指摘される。そして、行政上の制裁は行政犯と刑事犯との区別という理論をもとに登場したのではなく、その機能性と法的効果の軽微性からナチス時代に登場し、戦後のドイツでも留保されたものであって、現在でも、ドイツ、中国の双方で刑法の謙抑性、比例原則の観点から軽微な自然犯、行政犯などの違法行為に対して行政制裁が活用されていることが指摘される。これらを踏まえ、刑法の謙抑性、比例原則が憲法上の根拠を有する基本原理とされる日本においても、自然犯と行政犯の区別によらず、刑事的可罰性を備えない違法行為であれば非犯罪化して行政制裁で対応し、行政制裁では足りない場合にのみ刑事制裁を適用するのが適切であるとの結論と、その具体的な手法として、ドイツ、中国で用いられている非真正混合構成要件を活用することが有益であるとの見解が示される。

③行政制裁の手續構造について(第三節):行政制裁の一種である過料についてドイツの制裁モデルに即した制度設計を行うことが望ましいとの先行研究の主張に対し、手續的権利の保障を充実させた上でのドイツモデルの採用が望ましいとの見解が提示される。すなわち、かつて1952年秩序違反法下のドイツで採用されており、現在の中国でも採用されている、行政手續と刑事手續との二軌道平行主義の下での行政の独立型制裁モデルと、その欠点を克服するためにこれを改めて1968年秩序違反法で採用された、行政機関による行政処分としての過料決定がされ、これに異議を申し立てた場合には裁判手續に移行するという略式命令を模したモデルを比較した上で、いずれのモデルも法治主義に反するものではなくその採否は立法政策の問題であるとしつつ、制裁の機能性と司法救済の充実性からして1968年秩序違反法で採用された現行のドイツのモデルの方が妥当であるとする。その上で、ドイツにおける内在的な批判にも留意すれば手續的権利を強化した上での導入が望ましく、加えて、機能性の観点からの簡易手續の導入、権利保護の観点からの対審公開の裁判の保障が必要であるとの見解が示される。

終章では、以上の考察結果を要約した上で、総括として、刑罰中心の制裁体制を改正するために、完全な行政制裁制度を本格的に構築し、行政制裁と刑事制裁との二元的制裁システムを導入し、行政制裁を活用すべきであるとの基本的な主張が提示されている。具体的には、①行政機関に制裁権限を委ねることは違憲ではないのみならず機能性の観点からみて望ましいものであること、②行政制裁の対象としては、行政犯と自然犯の区別による

ことなく、刑事制裁は最後の手段と位置付け、第一次的には行政制裁により対応すべきであること、③行政制裁の手續構造としては、一定の修正を施した上で、現行のドイツモデルを採用することが妥当であることが示される。

## 2 本論文の評価

本論文は、主に、次のような点において高く評価できるものである。

第一に、現在の日本において、行政上の義務違反に対する制裁（行政刑罰および行政制裁）の機能不全、行政制裁の手續の不統一といった深刻な問題が存在する中で、行政制裁の活用によりこれを解消すべきとの議論を展開するにあたって、問題を明晰に構造化している点である。すなわち、日本の先行研究において一部の論者により断片的に論じられていた問題群を、それぞれ独立しつつ相互に関連し合う、行政制裁の許容性、行政制裁の実体構造、行政制裁の手續構造の問題へと構造化して考察を行った点が高く評価できる。この問題構造に即して先行研究を丹念に分析し、比較法研究を行ったことで、論文全体の見通しの良さ、論述の説得性が向上したことに加え、本論文を踏まえて今後展開されるべき議論の土俵を構築したものであることができる。

第二に、第一点とも関わるが、本論文が研究手法として採用した比較法研究が適切かつ有効に機能しているという点である。すなわち、本論文は、主として、行政制裁に関する一般法が制定されていて行政制裁が活用されており、行政制裁と刑事制裁との二元的制裁システムが整備されているという理由から、ドイツおよび中国を比較の対象として選定したものであるが、基礎となる法制の相違にもかかわらず、現在では機能性、刑法の謙抑性、比例原則を根拠に、行政制裁が積極的に活用され、その適用対象が画定されているという両国における共通性を見出し、日本でも援用可能な視座として抽出している。また、両国について、現在の制度に至る過程を、制度史、理論史にわたり丹念に跡づけることにより、こうした視座が妥当するに至った背景を明らかにしている。こうして、刑法の謙抑性、比例原則は日本においても妥当する基本原則であり、日本においても行政制裁を活用すべきこと、その具体的な制度設計を再検討すべきことについての説得的な論証がなされていることができる。

第三に、比較法研究を踏まえた具体的な制度設計の提言がなされている点である。行政制裁に関する多岐にわたる日本の現行制度およびこれに至る経緯を確認した上で、正当化困難な不統一がみられることを的確に指摘し、ドイツ、中国における行政制裁の実体構造、手續構造の現状および展開の経緯を踏まえ、行政制裁の適用範囲、手續構造について具体的な提言を行っている点は、上記の比較法研究の適切性とも相まって、強い説得力を有するものと評価することができる。例えば、現行のドイツモデルを採用すべきとの提言は先行研究にもみられるものの、旧ドイツモデルおよびこれと同質性を有する現行の中国モデルでは弊害が生じていること、ドイツではこの弊害を解消するために現行のモデルが採用されるに至っていること、新モデルについても内在的に改善点が指摘されていることなどを踏まえた提言を行っている点などは、提言の説得力を向上させるとともに、提言に新た

な内容を付加したものである。

もっとも、本論文にも注文したい点が無いわけではない。すなわち、①問題の基本構造である、行政制裁の許容性、実体構造、手続構造いずれにも関わる「機能性」という概念について、日本で承認されうる法原理ないし原則としての法学的基礎付けが必ずしも十分に行われているとはいえないという点に若干の物足りなさを感じる。もっとも、ドイツ、中国にも共通して妥当する刑法の謙抑性、比例原則の観点のみでも本論文の主張は十分に基礎付けられるものであり、この点は本論文の価値を損なうものではない。むしろ、本論文ではドイツにおける判例、学説を参考に、法原理ないし原則としての機能性概念の成立可能性についての検討が加えられており、将来的な基礎理論の深化の可能性を示したと評価することもできよう。また、②行政制裁の適用範囲、手続構造について、一般的な提言としての説得力は認められるとしても、複雑で多岐にわたる日本の現状の実定法制に対して、具体的にどのように応用可能かという点の検討が十分になされているとはいえない。もっとも、本論文は日本の現在の実定法制に対する即効性を有する処方箋を提示することを目的とするものではなく、行政制裁活用のための基礎理論を構築することを主たる目的とするものであることからすると、この点についても本論文の価値を損ねるものとはいいないであろう。むしろ、本論文の結論を踏まえた、個別分野における今後の議論の展開が期待される場所である。さらに、③構造化した問題相互の関連性についての明示的な説明がやや不足しており、ある問題について導出した示唆が他の問題についても援用可能ではないかと思われる点がある。この点を意識し、問題相互の関連性についての補足説明がなされれば、本論文の提示した結論の説得力はより高まるものと考えられる。

このように、本論文についても、足らざる点を指摘できるのであるが、これらはいずれも本論文の内在的欠点とはいえ、むしろ、研究を更に発展させていくための今後の課題というべきものであり、直ちに本論文の評価に影響を及ぼすものではない。むしろ、本論文は、問題を適切に構造化した上で適切な比較法研究を行ったことによって、わが国における行政制裁の活用に向けた基礎理論に資するところ大であり、その理論水準を押し上げることに大きく貢献することが期待できる研究である、と評することができる。

以上により、本論文を、博士（法学）の学位を授与するに値するものと認める。

令和4（2022）年2月9日

審査委員

大江 裕幸

飯島 淳子

諸岡 慧人